

= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =

# 論 矣

平成 28 年度第 4 号  
通 算 第 551 号  
平成 28 年 12 月 13 日

尼崎市役所総務局  
人事管理部給与課

## 期末・勤勉手当及び平成 28 年度給与改定等について

11 月 1 日午後 3 時 30 分から午後 5 時まで、すこやかプラザにおいて、期末・勤勉手当及び平成 28 年度給与改定等に関する交渉を行った。

### 交渉に先立っての発言（総務局長）

今年度の人事院勧告では、3 年連続、給料表・一時金ともに増額改定がなされており、結果的に政府が進める「経済の好循環」の恩恵を受ける形となっている。また、扶養手当の見直しや、育児や介護面に係る制度に関する勧告もなされている。

一方で、本市においては、少子高齢化に伴う社会保障関係経費や、学校環境の充実などに対応するための市債発行に伴う公債費の増加などで、今後も厳しい状況が続くと見込まれている。

このような状況を踏まえたうえで、今後、本市の対応について協議を行っていく必要があるが、お互い積極的に協議を行う中で解決を図っていきたいと考えており、よろしく願いたい。

### 今回の交渉の主な目的

平成 28 年 10 月 28 日に提出された 2016 年末一時金に関する要求書に対する回答を示すとともに、平成 28 年度給与改定及び育児・介護を行う職員を対象とした休暇制度等について提案した。

### 組合への提案

（回答メモ）平成 28 年 12 月期に支給する期末手当及び勤勉手当等について

[別紙 1](#)

（提案メモ）平成 28 年度給与改定について

[別紙 2](#)

（提案メモ）育児・介護を行う職員を対象とした休暇制度等について

[別紙 3](#)

### 具体的な交渉内容

#### 1 12 月期期末手当及び勤勉手当について

##### 協議の要旨

12 月期期末・勤勉手当について、「算定基礎月収額の 2.72 か月分プラス 2 万円」の組合からの要求に対して、「2.275 月分（定年前職員）」の回答を行った。

##### (1) 期末・勤勉手当の算定方法

算定基礎額 × 支給月数 × 期間率

(2) 算定基礎額

期末手当：給料月額＋扶養手当＋地域手当＋(給料月額×1.1×別に定める割合)

勤勉手当：給料月額＋給料月額×0.1＋(給料月額×1.1×別に定める割合)

組合の主張	当局の回答
今回の期末・勤勉手当の支給月数について、今年度の給与改定は反映されているのか。	国に準じた内容にて給与改定を反映させている。具体的には、定年前職員で勤勉手当が年間ベースで0.1月増となっている。なお、今年度は12月期にて0.1月増とし、来年度以降は6月期及び12月期にそれぞれ0.05月増とする予定である。
再任用職員に係る改定内容は。	再任用職員は勤勉手当が年間で0.05月の増となる。
要求書において、一時金交渉にあたっては単組と一括した交渉の場で取り組むことを要求しているが、今回も回答及び交渉は単組ごととなるのか。	労使交渉にあたっては、しかるべき権限を有する当事者が誠実に対応する必要があると考えており、従前どおりそれぞれで協議していくべきものと考えている。
前年度と比較して総原資はどうなっているのか。また、増減の背景は何が考えられるのか。	今回の提案を反映すると、定年前職員は24億7,439万円で、対前年度1,696万円の減(0.68%の減)、再任用職員は5,946万円で、対前年度180万円の増(3.1%の増)となっている。 それぞれの増減の主な要因は、定年前職員では総合的見直しに伴う給料月額の減や扶養手当を勤勉手当の算定基礎額より除外したこと等、再任用職員では短時間勤務職員の新制度適用者(昭和28年4月2日以後生まれ)の割合の増等によるものと考えている。
再任用職員について従前より主張しているところであるが、同じ短時間勤務職員であるにもかかわらず、生年月日の違いで支給月数や算定基礎額に係る役職者加算に差があるのは問題である。国準拠を基本とするのであれば、見直しをすべきではないか。	昭和28年4月1日以前生まれの再任用短時間勤務職員については、一部年金の支給があることを踏まえた給与設定を行っているが、昭和28年4月2日以後生まれの再任用短時間勤務職員については、年金制度の改正により定年退職後に一定の無年金期間が生じるようになったことから、平成26年度より異なる制度運用としたものであり、見直す考えはない。

課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

## 2 平成 28 年度給与改定について

### 協議の要旨

平成 28 年度の給与改定として、給料表、生活補給金基準額及び扶養手当について改定内容を示したうえで協議を行った。

組合の主張	当局の回答
<p><b>給料表について</b></p> <p>本市の行政職給料表の改定額及び改定率は。</p>	<p>本市の行政職給料表適用者全体の平均改定額は 959 円、改定率は 0.26%となる。</p>
<p>人事院勧告では、民間事業所の従業員の給与と国家公務員の給与の実態を比較した結果、その較差を 708 円としたものの、そのうち 206 円を地方にない本府省業務調整手当に割り振るとした。この本府省業務調整手当への反映部分を何らかの形で本市の給与改定に盛り込むことはできないのか。また、こういった人事院勧告に対して、当局はどのような感想を持っているかを聞きたい。</p>	<p>本市のような人事委員会を持たない自治体としては、従前より国準拠が基本となる。その中で今回も国準拠の改定を示しているが、本府省業務調整手当については、一部の国家公務員を対象としたもので地方公務員にはない手当であるため、その部分を本市の改定に反映することはできないと考えている。</p> <p>また、本市は人事院勧告を受けての国の対応に準拠するという方針であり、人事院勧告自体の是非について言及することはできない。</p>
<p>年齢が高い職員は今回提案の給与改定を行ったとしても、国の平均改定額 708 円を実現できない。役職者加算の上乗せ等による措置は考えられないのか。</p>	<p>今回の給料表の改定にあたっては、国に準じて若年層に重点を置いた改定としており、その結果、高年齢層に対する引上額が平均を下回るのは当たり前であり、それは国も同様である。</p> <p>なお、今回の給与改定に係る平均の改定額は地域手当等へのはね返りも含めて、国 708 円に対して本市は 959 円となっている。</p>
<p><b>生活補給金について</b></p> <p>生活補給金の対象者数は。</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日時点で 3 人が対象となっている。</p>
<p><b>扶養手当について</b></p> <p>課長級以上の扶養手当の取扱いはどうなっていくのか。</p>	<p>課長級については提案メモと同様であるが、部長級及び局長級については国家公務員の行政職俸給表(→) 8 級又は 9 級に準じた改定とし、最終的には子以外に対する手当について、部長級は 3,500 円、局長級は不支給となる予定である。</p>

<p>民間動向について把握はしているのか。</p> <p>民間は配偶者に対する手当について7割が見直しをしていないばかりか、逆にその平均額は14,000円台に増えている。</p>	<p>本市が独自に調査、把握したものはないが、厚生労働省の「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会」等ではそういった内容についても把握されており、それらも踏まえた勧告が人事院よりなされているものと考えている。</p> <p>なお、一部報道から一部の大手企業が配偶者手当を全廃し、子に対する手当額を引き上げたとの状況は認識している。</p>
<p>配偶者に対する手当を受給している職員の背景を知っているのか。育児や介護等、働きたくても働けない配偶者がいる。</p> <p>ある自治体では、地域の実情を反映し、配偶者に対する手当を増やすと聞いている。</p> <p>家族構成や地域の実情等を総合的に勘案し、労使協議を進めるべきである。</p>	<p>それぞれの家庭事情はあるかと思うが、それらの全てを把握することはできない。その中で、本市制度は国準拠を基本としており、国との均衡の原則からも国の対応に合わせるべきであるとの考えを理解してもらいたい。</p> <p>なお、現状では、47都道府県のうち、41団体が国と合わせた見直しを行う方向だと聞いている。</p>
<p>配偶者に対する手当額はそのまま、子に対する手当額を増やすことはできないのか。</p> <p>組合としては、実施時期や経過措置の検討が必要であると考えているが、当局としてはあくまでも国準拠の考えで進めていくのか。</p>	<p>そういった対応はできない。</p> <p>国準拠を基本とするのが原則である。本市においても近年、女性職員の比率は高まっており、共働き世帯も多くなってきている。そうしたことも踏まえて、全体的に見れば今回の改定は職員にとってプラスの改定であり、今後の子育て支援や女性の社会進出の観点からも国に合わせて実施すべきと考えている。</p>

**課題解決への方向性**

引き続き協議していくこととした。

### 3 育児・介護を行う職員を対象とした休暇制度等について

#### 協議の要旨

平成 28 年度の給与改定とあわせて人事院より示された介護休暇の改正等について、その内容を示したうえで協議を行った。

組合の主張	当局の回答
<p>介護を行う職員に対する超過勤務の免除について、具体的にはどういうことか。</p>	<p>職員の請求により超過勤務を免除するというもので、現行でも3歳未満の子の育児を行う職員に対して導入している制度であるが、今回、介護を行う職員に対しても新たに導入していくとするものである。</p>
<p>自己申告書で、ワークライフバランスの項目において介護を行う必要があると記入すれば、超過勤務を免除するというような対応は考えないのか。</p>	<p>自己申告書には、ワークライフバランスの観点から介護等の状況を記入できるようにしているが、その提出時期は年1回であり、その中で具体的な期間を定めての超過勤務免除請求を行うことは物理的にも管理面でも現実的ではない。 必要な時に対応できるよう、制度として超過勤務の免除を導入するものである。</p>
<p>超過勤務の免除とあるが、当該請求を行った職員に対して超過勤務命令がなされた場合、命令者に対してペナルティはあるのか。</p>	<p>公務上どうしてもやむを得ない場合を除き、請求者への安易な超過勤務命令は避けるべきと考えており、命令権者へもその主旨を十分に伝えていく。</p>
<p>国は平成 29 年 1 月 1 日から実施と聞いているが、本市の実施時期が平成 29 年 4 月 1 日となっているのはなぜか。</p>	<p>国制度の詳細な運用内容が明らかにならず、年内の規程整備が時間的に難しいと考えられるため、実施日を平成 29 年 4 月 1 日としている。</p>

#### 課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

#### 4 その他

組合の主張	当局の回答
<p data-bbox="199 344 657 378"><b>臨時的任用職員の処遇改善について</b></p> <p data-bbox="199 394 799 524">臨時的任用職員の年収は200万円に達しない状況である。処遇改善すべきと考えるかどうか。</p>	<p data-bbox="821 394 1423 618">臨時的任用職員賃金については近年引上げを行ってきた結果、阪神間各市との比較で平均レベルに近づいてきているが、改めて現時点の他都市状況も踏まえ、次回の交渉で考え方を示す予定である。</p>
<p data-bbox="199 636 488 669"><b>ノー残業デーについて</b></p> <p data-bbox="199 685 799 770">ノー残業デーは設定されているが、今一度周知徹底し、真摯に対応してほしい。</p>	<p data-bbox="852 685 1147 719">引き続き対応していく。</p>

以上  
(給与課)

## 平成 28 年 12 月期に支給する期末手当及び勤勉手当等について（メモ）

H28.11.1

- 1 平成 28 年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当について  
 尼崎市職員の給与に関する条例等の規定に基づき支給する（再任用職員については下記 5 のとおり）。

< 参考 >

期末手当	勤勉手当	合計
1.375 月	0.900 月	2.275 月

- 2 一時金ならびに共通する賃金労働条件にかかる事項を全単組と一括した交渉の場で取組むことについて

交渉についてはしかるべき当事者にて対応していくべきものと考えている。

- 3 低位におかれている嘱託職員の支給率を正規職員並の支給率とし、雇用実態に即した対応とすることについて

嘱託員の割増報酬については尼崎市嘱託職員労働組合に回答する。

- 4 臨時職員に一時金を支給すること。また、合意事項でもある、臨時職員の日額報酬にかかる一時金部分について改善をはかることについて

現行どおりとする。

- 5 再任用職員（2013 年 3 月末退職まで）の一時金支給は最低限国並の支給とすることについて

尼崎市職員の給与に関する条例等の規定に基づき支給する。

< 参考 >

	期末手当	勤勉手当	合計
フルタイム	0.800 月	0.425 月	1.225 月
短時間勤務 (S28.4.1 以前生まれ)	0.140 月	0.160 月	0.300 月
短時間勤務 (S28.4.2 以後生まれ)	0.800 月	0.425 月	1.225 月

- 6・10 職務加算を撤廃し、算定基礎加算を阪神間並に改善することや管理職手当（係長・課長補佐・作業長）廃止に伴う年収減額に伴う役職者加算率を見直すこと及び 2106 年人事院勧告における本府省業務調整手当置換え原資を役職者加算率に増額し措置することについて

現行どおりとする。

なお、算定基礎額の詳細については別記のとおり。

- 7 全額期末手当で支給することについて  
現行どおりとする。
- 8 新入職員の支給率を改善し、一時金削減率の改善と、中途採用者においては特段の措置を講ずることについて  
現行どおりとする。
- 9 4級格付けを制度化することについて  
4級昇格のあり方については、これまでの協議を踏まえ、各職場に応じた「適正な4級ポストの管理」を行っており、その登用にあたっては、所属局長からの内申に基づき、4級に求められる能力を総合的に評価した上で任用を行っている。  
今後も明確に係長等の職責を有する職と位置付けることができる役職の配置等の必要性について引き続き検討していく。
- 11 非正規職員における休暇制度の拡充を図ることについて  
現行どおりとする。
- 12 全単組従前どおりの統一的取扱いとし、不利益な取扱いとしないことについて  
各単組の要求については、それぞれの当事者と適切に協議を進めていただきたい。
- 13 支給日  
平成28年12月9日
- 14 諾否について  
本回答に対する諾否については、平成28年11月16日までにされたい。

以 上  
(給与課)



(別記) 算定基礎額

1 行政職給料表適用者及び技能労務職給料表適用者

期末手当：給料月額 + 扶養手当 + 地域手当 + (給料月額 × 1.1 × 別に定める割合)

勤勉手当：給料月額 + 給料月額 × 0.1 + (給料月額 × 1.1 × 別に定める割合)

別に定める割合は、次表のとおりとする。

区 分	割 合
課長補佐、係長、技能長及び作業長	10%
主任・作業主任、3級の者のうち平成28年4月1日現在30歳以上のもの 再任用職員（再任用短時間勤務職員で昭和28年4月1日以前生まれのものを除く）	5%
上記以外の者	0%

2 教育職給料表(□)適用者

期末手当：給料月額 + 扶養手当 + 地域手当 + (給料月額 × 1.1 × 別に定める割合)

勤勉手当：給料月額 + 給料月額 × 0.1 + (給料月額 × 1.1 × 別に定める割合)

なお、別に定める割合は、2級41号給以上112号給以下の者は5%、2級113号給以上の者は10%とする。

3 任期付職給料表適用者

期末手当：給料月額 + 扶養手当 + 地域手当

勤勉手当：給料月額 + 給料月額 × 0.1

(参考：平成28年12月期支給額等)

区 分	定年前職員	再任用(フル)	再任用(短時間)
平均支給額 (算定基礎月収 1)	805,912 円 (357,677 円)	367,225 円 (299,776 円)	157,311 円 (211,018 円)
前年度実績 (算定基礎月収)	813,871 円 (365,785 円)	372,514 円 (310,429 円)	97,202 円 (206,369 円)
対前年比	7,959 円 (1.0%減)	5,289 円 (1.4%減)	60,109 円 (61.8%増)

期末手当算定に係る額

平均年齢 40歳4月 (前年同期 40歳8月)

平均勤続年数 15年9月 (前年同期 16年2月)



## 平成 28 年度給与改定について（メモ）

H28.11.1

## 1 改定内容

## (1) 給料表

行政職給料表及び任期付職給料表について、別紙のとおり改定する。

## (2) 生活補給金基準額

給料表の改定に伴い、行政職給料表適用者の生活補給金に係る基準額について、次のとおり改定する。

年齢	現行	改定後	引上額
30 歳	215,600 円	216,900 円	1,300 円
31 歳	221,300 円	222,500 円	1,200 円
32 歳	227,200 円	228,300 円	1,100 円
33 歳	233,300 円	234,300 円	1,000 円
34 歳	239,900 円	240,700 円	800 円
35 歳	246,800 円	247,500 円	700 円
36 歳	253,300 円	253,900 円	600 円
37 歳	259,900 円	260,500 円	600 円
38 歳	266,100 円	266,600 円	500 円
39 歳	271,700 円	272,200 円	500 円
40 歳以上 55 歳未満	276,800 円	277,300 円	500 円

## (3) 扶養手当

扶養手当について、次のとおり改定する。

	H28 年度	H29 年度	H30 年度以降
配偶者	13,000	10,000	6,500
子	6,500	8,000	10,000
父母等	6,500	6,500	6,500

職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当額（平成 28 年度：11,000 円）について、平成 29 年度は「子 10,000 円・父母等 9,000 円」、平成 30 年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

## 2 適用日

- (1)、(2)...平成 28 年 4 月 1 日  
 (3)...平成 29 年 4 月 1 日より段階的に実施

## 3 諾否期限

平成 28 年 11 月 16 日

以上  
 （給与課）



1級						2級							
号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)	号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)				給料月額 (円)	間差額 (円)				
82	240,500	500	241,300	400	800	0.33	82	285,800	600	286,200	600	400	0.14
83	241,000	500	241,700	500	700	0.29	83	286,400	500	286,800	500	400	0.14
84	241,500	500	242,200	500	700	0.29	84	286,900	500	287,300	500	400	0.14
85	242,000	500	242,700	500	700	0.29	85	287,400	300	287,800	300	400	0.14
86	242,500	500	243,200	500	700	0.29	86	287,700	500	288,100	500	400	0.14
87	243,000	300	243,700	200	700	0.29	87	288,200	300	288,600	300	400	0.14
88	243,300	400	243,900	400	600	0.25	88	288,500	500	288,900	500	400	0.14
89	243,700	500	244,300	500	600	0.25	89	289,000	300	289,400	300	400	0.14
90	244,200	500	244,800	500	600	0.25	90	289,300	400	289,700	400	400	0.14
91	244,700	300	245,300	300	600	0.25	91	289,700	500	290,100	500	400	0.14
92	245,000	400	245,600	400	600	0.24	92	290,200	400	290,600	400	400	0.14
93	245,400		246,000		600	0.24	93	290,600	500	291,000	500	400	0.14
							94	291,100	400	291,500	400	400	0.14
							95	291,500	400	291,900	400	400	0.14
							96	291,900	300	292,300	300	400	0.14
							97	292,200	500	292,600	500	400	0.14
							98	292,700	500	293,100	500	400	0.14
							99	293,200	500	293,600	500	400	0.14
							100	293,700	500	294,100	500	400	0.14
							101	294,200	400	294,600	400	400	0.14
							102	294,600	500	295,000	500	400	0.14
							103	295,100	500	295,500	500	400	0.14
							104	295,600	500	296,000	500	400	0.14
							105	296,100	400	296,500	400	400	0.14
							106	296,500	500	296,900	500	400	0.13
							107	297,000	500	297,400	500	400	0.13
							108	297,500	300	297,900	300	400	0.13
							109	297,800	500	298,200	500	400	0.13
							110	298,300	500	298,700	500	400	0.13
							111	298,800	500	299,200	500	400	0.13
							112	299,300	300	299,700	300	400	0.13
							113	299,600	500	300,000	500	400	0.13
							114	300,100	400	300,500	400	400	0.13
							115	300,500	500	300,900	500	400	0.13
							116	301,000	300	301,400	300	400	0.13
							117	301,300		301,700		400	0.13
再任用	186,500		186,900		400	0.21	再任用	214,000		214,400		400	0.19





5 級						
号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)		
1	282,600	2,100	283,300	2,100	700	0.25
2	284,700	2,100	285,400	2,100	700	0.25
3	286,800	2,100	287,500	2,100	700	0.24
4	288,900	2,100	289,600	2,100	700	0.24
5	291,000	2,200	291,700	2,200	700	0.24
6	293,200	2,200	293,900	2,200	700	0.24
7	295,400	2,200	296,100	2,200	700	0.24
8	297,600	2,200	298,300	2,200	700	0.24
9	299,800	2,300	300,500	2,300	700	0.23
10	302,100	2,300	302,800	2,300	700	0.23
11	304,400	2,300	305,100	2,300	700	0.23
12	306,700	2,300	307,400	2,300	700	0.23
13	309,000	2,300	309,700	2,300	700	0.23
14	311,300	2,200	312,000	2,200	700	0.22
15	313,500	2,300	314,200	2,300	700	0.22
16	315,800	2,200	316,500	2,200	700	0.22
17	318,000	2,300	318,700	2,200	700	0.22
18	320,300	2,200	320,900	2,200	600	0.19
19	322,500	2,300	323,100	2,300	600	0.19
20	324,800	2,200	325,400	2,200	600	0.18
21	327,000	2,100	327,600	2,100	600	0.18
22	329,100	2,300	329,700	2,300	600	0.18
23	331,400	2,200	332,000	2,200	600	0.18
24	333,600	2,300	334,200	2,300	600	0.18
25	335,900	2,300	336,500	2,200	600	0.18
26	338,200	2,200	338,700	2,200	500	0.15
27	340,400	2,300	340,900	2,300	500	0.15
28	342,700	2,200	343,200	2,200	500	0.15
29	344,900	2,200	345,400	2,100	500	0.14
30	347,100	2,300	347,500	2,300	400	0.12
31	349,400	1,900	349,800	1,900	400	0.11
32	351,300	2,300	351,700	2,300	400	0.11
33	353,600	2,000	354,000	2,000	400	0.11
34	355,600	2,200	356,000	2,200	400	0.11
35	357,800	2,100	358,200	2,100	400	0.11
36	359,900	2,100	360,300	2,100	400	0.11
37	362,000	2,100	362,400	2,100	400	0.11
38	364,100	2,100	364,500	2,100	400	0.11
39	366,200	2,200	366,600	2,200	400	0.11
40	368,400	2,200	368,800	2,200	400	0.11
41	370,600	2,000	371,000	2,000	400	0.11
42	372,600	2,100	373,000	2,100	400	0.11
43	374,700	1,900	375,100	1,900	400	0.11
44	376,600	1,700	377,000	1,700	400	0.11
45	378,300	1,700	378,700	1,700	400	0.11
46	380,000	1,700	380,400	1,700	400	0.11
47	381,700	1,600	382,100	1,600	400	0.10
48	383,300	1,600	383,700	1,600	400	0.10
49	384,900	1,400	385,300	1,400	400	0.10
50	386,300	1,600	386,700	1,600	400	0.10
51	387,900	1,600	388,300	1,600	400	0.10
52	389,500	1,500	389,900	1,500	400	0.10
53	391,000	1,400	391,400	1,400	400	0.10
54	392,400	1,400	392,800	1,400	400	0.10
55	393,800	1,400	394,200	1,400	400	0.10
56	395,200	1,300	395,600	1,300	400	0.10
57	396,500	1,100	396,900	1,100	400	0.10
58	397,600	1,100	398,000	1,100	400	0.10
59	398,700	1,000	399,100	1,000	400	0.10
60	399,700	900	400,100	900	400	0.10
61	400,600	800	401,000	800	400	0.10
62	401,400	800	401,800	800	400	0.10
63	402,200	600	402,600	600	400	0.10
64	402,800	700	403,200	700	400	0.10
65	403,500	600	403,900	600	400	0.10
66	404,100	600	404,500	600	400	0.10
67	404,700	600	405,100	600	400	0.10
68	405,300	600	405,700	600	400	0.10
69	405,900	600	406,300	600	400	0.10
70	406,500	600	406,900	600	400	0.10
71	407,100	600	407,500	600	400	0.10
72	407,700	600	408,100	600	400	0.10
73	408,300	600	408,700	600	400	0.10
74	408,900	600	409,300	600	400	0.10
75	409,500	600	409,900	600	400	0.10
76	410,100	500	410,500	500	400	0.10
77	410,600	600	411,000	600	400	0.10
78	411,200	600	411,600	600	400	0.10
79	411,800	600	412,200	600	400	0.10
80	412,400	500	412,800	500	400	0.10
81	412,900	600	413,300	600	400	0.10



S 級						
号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)		
82	413,500	600	413,900	600	400	0.10
83	414,100	600	414,500	600	400	0.10
84	414,700	500	415,100	500	400	0.10
85	415,200	600	415,600	600	400	0.10
86	415,800	600	416,200	600	400	0.10
87	416,400	600	416,800	600	400	0.10
88	417,000	500	417,400	500	400	0.10
89	417,500	600	417,900	600	400	0.10
90	418,100	600	418,500	600	400	0.10
91	418,700	500	419,100	500	400	0.10
92	419,200	500	419,600	500	400	0.10
93	419,700	600	420,100	600	400	0.10
94	420,300	600	420,700	600	400	0.10
95	420,900	500	421,300	500	400	0.10
96	421,400	500	421,800	500	400	0.09
97	421,900	600	422,300	600	400	0.09
98	422,500	600	422,900	600	400	0.09
99	423,100	500	423,500	500	400	0.09
100	423,600	500	424,000	500	400	0.09
101	424,100	600	424,500	600	400	0.09
102	424,700	600	425,100	600	400	0.09
103	425,300	500	425,700	500	400	0.09
104	425,800	500	426,200	500	400	0.09
105	426,300	600	426,700	600	400	0.09
106	426,900	600	427,300	600	400	0.09
107	427,500	500	427,900	500	400	0.09
108	428,000	500	428,400	500	400	0.09
109	428,500	600	428,900	600	400	0.09
110	429,100	600	429,500	600	400	0.09
111	429,700	500	430,100	500	400	0.09
112	430,200	500	430,600	500	400	0.09
113	430,700	600	431,100	600	400	0.09
114	431,300	600	431,700	600	400	0.09
115	431,900	500	432,300	500	400	0.09
116	432,400	500	432,800	500	400	0.09
117	432,900		433,300		400	0.09
再任用	313,900		314,300		400	0.13

S28.4.1 以前生まれの再任用職員 5 級 : 308,400 円 308,800 円 (400 円)

< 任期付職給料表 >

現行	改定後	引上額	改定率
給料月額	給料月額		
198,900 円	200,400 円	1,500 円	0.75%

## 育児・介護を行う職員を対象とした休暇制度等について（メモ）

H28.11.1

## 1 介護休暇の分割

現行「連続する6月の期間内」としている取得可能期間について、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で期間を指定して取得できるように改める。

## 2 介護時間（無給）の新設

職員が要介護者を介護するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合に、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことを承認できるようにする。なお、当該時間は無給とする。

## 3 介護時間等の取得に伴う昇給等への取り扱い

介護時間等の取得に伴う昇給等の取り扱いについて、次のとおり改める。

	現行		改正後	
	昇給	勤勉手当	昇給	勤勉手当
介護時間	-	-	「勤務していない日数」として取り扱わない	勤務しなかった時間を日に換算して30日に達するまでの期間を勤務時間から除算しない
介護休暇	「勤務していない日数」として取り扱う	勤務しなかった期間から週休日を除いた日が30日を超える場合には全期間を除算	「勤務していない日数」として取り扱わない	変更なし
育児休業	「勤務していない日数」として取り扱うが、100分の100以下の換算率により換算して得た期間を勤務したものとして取り扱う	承認期間が1か月以下については除算せず、1か月を超えると全期間を除算	「勤務していない日数」として取り扱わない	変更なし
部分休業	「勤務していない日数」として取り扱わない	1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった全期間を除算	変更なし	勤務しなかった時間を日に換算して30日に達するまでの期間を勤務時間から除算しない

## 4 介護休暇等の同居要件の撤廃

介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹における同居要件を撤廃する。

5 介護を行う職員の超過勤務の免除

介護を行う職員に対する超過勤務の免除を導入する。

6 育児休業等に係る子の範囲の拡大

育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の範囲を、職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子など法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大する。

7 実施時期

平成 29 年 4 月 1 日

8 諾否期限

平成 28 年 11 月 16 日

以上  
(給与課)